

平成26年第13回（12月）

農業委員会総会議事録

吉富町農業委員会

1. 日時及び場所 平成26年12月8日(月)
開会10時00分 閉会10時40分

2. 開催場所 吉富フォーユース会館3階会議室

3. 出席委員

委員の定数 15名

出席委員数 15名

欠席委員数 0名

出席委員の氏名

是木 輝義	若山 清敏
瀬口 勝美	高原 孝幸
井上 幸子	宇佐 正人
樋口 翌	太田 克弘
	菊 啓治
奥家 信弘	守口 正典
賀部 正直	豊田 和義
是木 則幸	土屋 豊一

欠席委員の氏名 なし

4. 付議事項

議案第24号 農地法第3条の規定による許可申請書について 1件

議案第25号 農地法第4条第1項の規定による許可申請書について 1件

議案第26号 農地の賃借料情報の公表について

報告事項 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告事項 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について

5. 農業委員会事務局職員

事務局職員 赤尾 慎一、和才 薫、石丸 貴之

6. 会議の概要

事務局	委員の皆さんおはようございます。 皆様方には何かとお忙しい中ご出席いただきまして有難うございます。それでは、ただ今より平成26年第13回(12月)総会を開催いたします。 開会に先立ちまして是木会長よりご挨拶をお願いいたします。
是木会長	皆さんおはようございます。ここ何日かは大変寒くなりました。皆様方にはお忙しい中お集まりいただき有難うございます。それでは、ただいまから平成26年第13回(12月)の総会を開催いたします。まず、議事録署名人の指名をいたします。議事録署名人には宇佐委員、太田委員のお二人を指名いたします。 それでは、議事に入ります。「議案第24号 農地法第3条の規

事務局	<p>定による許可申請書について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。</p> <p>それでは1ページをご覧ください。「議案第24号 農地法第3条の規定による許可申請書について」です。</p>
<p>豊田委員 是木会長</p>	<p>この案件につきましては、3条申請後に譲受人のYさんが先週の金曜日にお亡くなりになりましたので、今回許可書をお出しすることが出来ませんので、取消とさせていただきたいと考えております。なお、再度申請する場合は耕作名義人の変更等の手続をしてもらってからの申請となりますので、地元委員の豊田委員さんは残ったご家族の方に今回の説明をよろしく願いいたします。</p> <p>それではご審議をよろしく願いします。</p> <p>(了承)</p>
<p>各委員 是木会長</p>	<p>事務局より説明がありました。ただ今の事務局の提案どおりでよろしいでしょうか。発言のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(異議なし)</p> <p>では、「議案第24号 農地法第3条の規定による許可申請書について」は取消とすることと決めます。</p> <p>つづいて、「議案第25号 農地法第4条第1項の規定による許可申請書について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>「議案第25号 農地法第4条第1項の規定による許可申請書について」です。</p> <p>それでは、7ページをご覧ください。この案件は、先月の委員会でこの農地を息子さんへの使用貸借権設定の伴う5条転用の申請のあった案件ですが、お父さんが亡くなられたので今回自分の農地を転用するため4条申請となっています。</p> <p>申請農地：吉富町大字広津51番地1 畑 936㎡ 申請人：中津市沖代町〇丁目〇番〇〇号 N. K 転用理由：一般住宅(木造二階建)1棟 建築面積 134.76㎡ 駐車場、家庭菜園</p> <p>(その他議案内容朗読及びP8からP14説明)</p> <p>農地区分については都市計画用途区域内「第1種低層住居専用地域」内の農地であることから第3種要件の農地であると判断されますが、排水放流の付帯条件として地元土地改良区の理事さんより排水管の埋設が条件となっていますので道路側溝ではなく、側溝の下に埋設管を設置して今回排水する計画となっています。現在、道路部局と管の設置方法や構造等の占用協議を行っています。今回埋設管は道路部への設置を認めないので、今後下水道が供用開始される前に仮に近接地の転用申請が出た場合は埋設管を供用させてもらうよう協議しています。以上で説明を終わります。よろしくご審議願います。</p>

是木会長	事務局より説明がありました。ただ今より質疑を受けたいと思います。発言のある方は挙手お願いします。
各委員	(異議なし)
是木会長	それでは、「議案第25号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について」付帯条件をつけて承認することとします。
事務局	つづいて「議案第26号 農地の賃借料情報の公表について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。 それでは説明いたします。(P15 議案朗読) この案件は、農地法第52条の規定により、農地の賃借料情報を提供するため、平成26年1月から11月までに締結された賃貸借における賃借料水準を公表するもので、役場前掲示板への公告、1月号広報及び町ホームページへの掲載を予定しています。 (公告内容、広報掲載文を資料に沿って朗読) 以上、よろしくご審議願います。
是木会長	広報に載せるのは来月号か？
事務局	1月号に掲載予定です。
是木会長	これは毎年行っているのか？
事務局	本町の利用権は6月・11月なので、毎年12月の委員会で承認をいただけたら1年に1度公表となっておりますので、公告、広報及び町ホームページへの掲載を行っています。
是木会長	事務局より説明がありました。ただ今より質疑を受けたいと思います。発言のある方は挙手お願いします。
瀬口委員	最高額が物納で米2俵となっているが？
事務局	昔からの契約がそのまま続いているみたいです。
瀬口委員	今時2俵の契約はない。契約の見直し等を行っているのか？
事務局	ずーっと昔からの契約なので、なかなか見直しが出来ないみたいです。それとこの契約に関しては、あくまで今年1年間の契約の集計となっております。
是木会長	他に何かありませんか？
各委員	(質疑なし)
是木会長	それでは、議案26号につきまして承認することにご異議ございませんか。
各委員	(異議なし)
是木会長	では、議案第26号については承認することとし、本日付けにて公告するとともに、1月号広報及び町のホームページにも掲載することとします。
事務局	次に報告事項2件があります。最初に「農地法第18条第6項の規定による通知について」であります。事務局より説明をお願いいたします。 19ページをご覧ください。「農地法第18条第6項の規定による通知について」です。利用権の合意解約となります。

	<p>T. ZさんとT. Aさん、N. Hさん、K. Mさんの3つの利用権ですが、T. Kさんが亡くなられたので耕作が出来ないということでの合意解約です。</p> <p>もう一つは、今回の3条案件に伴うY. HさんとY. Tさんの利用権の合意解約です。</p>
是木会長	<p>事務局からの報告ありましたが、委員の皆さん何か質問等はありませんか。</p>
各委員	<p>(質疑なし)</p>
是木会長	<p>続きまして、報告事項の「農地法第3条の3第1項の規定による届出書について」であります。事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>20ページをご覧ください。「農地法第3条の3第1項の規定による届出書」です。</p> <p>この案件は、相続によって土地を取得したという案件です。Yさんより相続によって農地の所有権を取得した息子さんの届出の報告です。</p>
是木会長	<p>事務局からの報告ありましたが、委員の皆さん何か質問等はありませんか。</p>
各委員	<p>(質疑なし)</p>
是木会長	<p>本日の議事はすべて終了しましたが、その他として情報交換となっていますがなにかありませんか？</p>
事務局	<p>事務局より農業委員手帳及び農業活動日誌を配布しますのでご利用ください。</p>
瀬口委員	<p>農業委員の研修についての提案。</p>
是木会長	<p>各委員さんにおかれましては、来月の委員会時に何か良い案件を持ち寄って下さい。</p>
各委員	<p>(各地区内での情報交換)</p>
是木会長	<p>その他特になければ次回の総会の日程ですが、事務局よりお願いいたします。</p>
事務局	<p>予定どおり、1月20日(火)10:00からこの場所での開催を提案しますがどうでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
各委員	<p>それでは、これをもちまして平成26年第13回(12月)総会を閉会いたします。皆様、良い年をお迎え下さい。お疲れ様でした。</p>
是木会長	<p>10時40分 閉会</p>